

セキュアOSに関する調査研究会

第1回 議事要旨

【日時】平成15年6月27日(金) 15:00～17:00

【場所】三田共用会議室第2特別会議室

【出席者】

〔研究会構成員〕

有田構成員、石井構成員、泉澤構成員、泉名構成員、斎構成員、大木構成員、後藤構成員、阪田構成員(藤波代理)、坂村構成員(越塚代理)、佐藤構成員、高澤構成員、高橋構成員、田中構成員(小林代理)、寺本構成員、土居構成員、中尾構成員、中上構成員、東構成員、平野構成員、村岡構成員、山田構成員

〔総務省〕

清水政策統括官、寺崎大臣官房参事官、武井情報流通振興課長、
武田情報セキュリティ対策室長 他

(オブザーバ)

上田情報システム企画課情報システム企画官、高島地域情報政策室係長

【議事概要】

1. 開会
2. 構成員紹介・配布資料確認
3. 総務省清水政策統括官 挨拶
4. 座長選出
村岡構成員を座長に選出
5. 議事概要

(1) 開催要綱(案)について

事務局から、資料1に沿って説明。

〔質疑応答・討議〕

- ・ 本研究会ではオープンソースOSを検討対象としているため、ライセンスや著作権の問題もとりあげた方が良い。
- ・ セキュリティというと情報セキュリティを指すことが多いが、知的財産権以外にもベンダーの倒産等、リーガルリスクの回避についても視野に入れる等、幅広く捉えていくことが必要ではないか。

以上二点については、本研究会の検討内容に含めたい。

(2) オープンソースソフトウェアについて

高澤構成員から資料2に沿って説明。

〔質疑応答・討議〕

- 開発の進め方として留意していただきたいのは、Linux のコア部分については開発体制がはっきりしているということ。カーネルについては、kernel.org が手がけており、メーリングリスト等でコミュニケーションをとっている。修正はこうした議論の中で行われる。バージョンごとにメンテナーも決められている。また、今回の議論では、「セキュリティの意味が時間及び環境により変化する」ということが重要な視点であり、これに対応するための仕組みをもっているかどうかを検討のポイントとして必要だろう。パッチをあてればよいというが、パッチは管理しなければならないし、誰かが組織的にメンテナンスをしていかなければならない。
- パブリックドメインソフトウェアについては、変更及び配布を第三者の権利侵害なしに行えるかどうかは疑問。ソフトウェアは 1 から作ることは少なく、改変されていくもの。ソフトウェア作成にかかわった全ての関係者が権利を放棄していないと問題が生じる。そうしたソフトウェアは使うのが怖い。また、セキュリティについても問題点を見つけるだけでは不十分で、パッチを誰かが提供する必要がある。ユーザーにしても、300 人レベル以上の会社であれば「安い」というだけでオープンソースのソフトウェアを導入するということはありません。ベンダーの破綻、営業譲渡等によってプロプライエタリソフトウェアのようにメンテナンスが止まってしまうのを理由にオープンソースを選択している。さらに、システムインテグレータが責任のとりやすいかたちでソフトウェアのディストリビューションが行われているかどうか重要である。出自がはっきりしていても、S I がソフトウェアを改変できないと責任をとれない。
- 日本ネットワークセキュリティ協会で、セキュア OS (T C S E C の B レベル) の検討を実施している。また、産業構造審議会において、各国におけるセキュリティホール等の法的責任について現在調査を実施している。これらの情報は本研究会にお伝えできるだろう。オープンソースのソフトウェアの課題は 3 つあると考えている。まず、開発・運営のリソースの問題。ドネーションの健全性が必要であり、特定のサポータに過度に依存しないよう、大口のドネーションを禁止するといった取り組みが必要。次に、カーネルがハードウェアに依存するという問題。オープンソースといえども、ハードメーカに依存する部分がある。そして、品質保証の主体がよくわからないという問題。ソフトウェアでも製造物責任 (P L) が問われるような立法がなされるかもしれない。
- オープンソフトウェアの場合、セキュリティホールを見つけた際に、誰に対してその情報を提供すればよいかという問題がある。パッチが公開される以前に、セキュリティホールがリークされることもありうる。
- コミュニティに関わっている人たちは、よいものを作ることが目的であ

り、ドネーションの健全性は心配ない。また、ドライバーなどハード依存の部分はあるが、これをできるだけ小さくしていこうというのが基本的な考え方となっている。品質保証についての問題は、システムインテグレータが責任をとっていく必要がある。

- お金儲けのために作ったソフトウェアがオープンソースのソフトウェアとして出てくることがあるだろうか。OSF (Open Software Foundation)がいかにして現在の形態となったのか等も考えていく必要がある。また、「reliability」まで含めてセキュリティであると認識することが重要である。そして、セキュアとするために、どういった体制が必要なのか考えるべきである。
- GPLのソースを使って改変したものは、どこまで公開していくことが必要なのか。
- 自分たちのアプリケーションをLinux対応させるために改変した場合、改変したLinux部分の公開は必要だが、アプリケーションについては不要である。
- GPLでは著作権法上の純粋なライセンス契約(すなわち、差止請求権の一定範囲での放棄)しかない。ライセンサーがライセンシーによる二次的著作物の非公開に対して損害賠償請求することは困難であろう。
- システムインテグレータは、パッケージ製品のトラブル対応で苦しんでいる。ただし、ソースコードが公開されていたとしても、それ自体が巨大になっていて、対応は難しいだろう。ソフトウェアはシンプルであって欲しい。品質保証、セキュリティなどについては、コミュニティでは不安である。また、フリーソフトウェアは従来からあったが、オープンソースのソフトウェアとは異なり、権利侵害の恐れが考えられる。オープンソースのソフトウェアにしてもサブマリン特許でみんなが驚くということが今後起きるかもしれない。
- オープンソースのソフトウェアといっても、オープンソースのコミュニティで作っているもの、企業のをオープンにしているものなど様々な形態がある。オープンソースのコミュニティではお金ではなく、開発者の自主性によりプログラミングが行われているのだが、こうしたことがあと何年続くだろうか。今の学生はこうした活動にあまり興味がないように思える。
- オープンソースのソフトウェアは、オープンだから改善されていくとは限らない。最初にプログラムを書き上げた人達と利用しているだけの人達でスキルに大きく差があれば、メンテナンスされなくなっていく。オープン、非オープンのどちらかをとるという話ではなく、どのようにメンテナンスするのがいいかという問題だと思う。

(3) その他

次回の会合は、7月22日(火)14時から開催する方向で準備することとなった。

6. 閉会

以上